

○東京工業大学土木工学科設立 50 周年記念「丘友」基金 管理運用要項

平成 28 年 7 月 22 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、東京工業大学土木工学科設立 50 周年記念「丘友」基金（以下「基金」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 基金は、東京工業大学土木工学科設立 40 周年記念事業における剰余金、ならびに、同設立 50 周年記念事業にあたって後輩の励みになる企画等のために「丘友」会員が拠出した寄付を原資とし、東京工業大学（以下「本学」という。）における学術研究および国際交流の一層の推進を図ることを目的とする。

(基金の構成)

第 3 条 基金は、次に掲げる資金をもって充てる。

- (1) 東京工業大学土木工学科設立 40 周年記念事業における剰余金
- (2) 東京工業大学土木工学科設立 50 周年記念事業にあたって後輩の励みになる企画等のために「丘友」会員が拠出した寄付
- (3) 「丘友」からの拠出金
- (4) 「丘友」会員からの寄付
- (5) (1)～(4)の資金から生ずる果実

(事業)

第 4 条 第 2 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 吉川・山口賞の選考・授与
- (2) 学部学生海外体験研修助成
- (3) その他、学生の励みになる企画等のうち、「丘友」が特に認めるもの

(管理運用)

第 5 条 基金は、東京工業大学土木工学科同窓会「丘友」が管理運用する。

2 「丘友」の一般会計とは別会計とし、一般会計とは別の銀行口座を開設し、管理運用を行う。

3 基金の運用については、「丘友」評議員会の承認を必要とする。

(事務)

第6条 基金の管理運用に係る事務は、「丘友」事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は別に定める。

(要項の変更)

第8条 この要項の変更は、「丘友」評議員会が発議し、「丘友」総会において行う。

附 則

1 この要項は、平成28年7月22日から施行する。